

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 3 1 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課（徴収対策室）で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 1 日

うきは市長 権藤 英樹

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税更正（決定）通知書	山梨県中巨摩郡昭和町河西 1 4 1 番地 2 サニーサイド 2 - 2 1 0 号	SAITO MIRI AM MIRI
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

< 備 考 > 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 21 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課（徴収対策室）で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 1 日

うきは市長 権藤 英樹

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市吉井町福益 5 5 6 番地 1 2 1 4 号	吉松 きよ子
2	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市吉井町 5 6 7 番地の 1	鹿毛 チョコ
3	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市吉井町徳丸 3 6 1 番地 1	大鶴 弘
4	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市吉井町新治 5 1 3 番地 1	田中 ツイ
5	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	福岡県久留米市野中町 1 1 4 番地 2 佐々木第 1 アパート 1 0 3 号	高内 幸男
6	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市吉井町新治 4 0 4 番地 5	十時 正勝
7	督促状（国保 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市浮羽町浮羽 3 3 6 番地 6	黒瀬 大輔
8	督促状（国保 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市浮羽町三春 6 5 8 番地内第 1	秦 清美
9	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市浮羽町朝田 1 3 2 9 番地 7	仁田坂 アサノ
10	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市浮羽町朝田 7 7 1 番地 3	大石 ヨシ子

< 備 考 > 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 2 1 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課（徴収対策室）で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 / 日

うきは市長 榎藤 英樹

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住(居)所	氏名
1	督促状（国保 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市浮羽町山北 2 6 9 番地 1	矢野 正一郎
2	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市浮羽町山北 5 番地 2	小林 二三子
3	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈 5 9 1 9 番地 特別養護老人ホーム 花のみね式番館	村田 信彦
4	督促状（国保 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市浮羽町古川 1 1 0 8 番地 1 エコール・ド・ウキボワチエ 2 0 2 号	村瀬 将之
5	督促状（国保 令和 8 年度 第 2 期）	福岡県久留米市荒木町白口 1 1 1 1 番地 5	近藤 亜理沙
6	督促状（国保 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市吉井町生葉 7 2 4 番地 2 BLANC 1 0 3 号	小野 力哉
7	督促状（国保 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市吉井町 6 5 9 番地 雅アパート 6 号室	柳瀬 真帆
8	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	福岡県朝倉市来春 3 3 0 - 1	久保田 幸太郎
9	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	福岡県久留米市荒木町白口 9 6 5 番地 6	株式会社 永大不動産
10	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市吉井町鷹取 3 4 5 - 1	株式会社 誠和

<備 考> 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 21 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課（徴収対策室）で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 1 日

うきは市長 権藤 英樹

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市浮羽町浮羽 3 5 3 番地の 1 0	株式会社 田村建設
2	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	うきは市浮羽町山北 7 7 4 番地 2 5	有限会社 修産業
3	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	福岡県久留米市田主丸町鷹取 6 8 7 番地 1	小西 巧
4	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	東京都新宿区高田馬場四丁目 4 番 1 3 号	合同会社 RM
5	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	福岡県京都郡みやこ町犀川横瀬 1 7 0 番地	石橋 秀世
6	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	福岡県久留米市国分町 1 5 6 6 - 2	株式会社アイ企画
7	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	福岡県福岡市博多区大博町 2 番 1 号	有限会社藤コーポレーション
8	督促状（固定 令和 8 年度 第 2 期）	千葉県市原市南岩崎小勝山 6 1 3 番地 1 0 2	有限会社フルカワ家政婦紹介所
9			
10			

< 備 考 > 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 2 月 1 8 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課（徴収対策室）で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 1 日

うきは市長 権藤 英樹

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	令和 7 年度市民税・県民税・森林環境税更正（決定）通知書	ベトナム	DONG THANH HIEU
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

< 備 考 > 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。